

【車輛売買契約書】

売主と買主は、この契約書の記載に従って、ここに自動車の売買契約を締結します。定められた期日に、売主は自動車の引渡しと登録変更に必要な書類を買主に交付し、買主はその後、定められた期日に代金を売主に支払います。

▲私物

本件車輛内の私物について、売主は本件車輛引き取り時まで、売主の責任により処分するものとする。但し、何らかの事情により、本件車輛引き取り時まで、売主が処分できない場合は、売主は本契約時に買主に申し出るものとし、本件車輛引き取り後ただちに処分するものとする。その際、買主は私物の紛失について一切の責任を負わない。

▲配送

売主は本契約締結に伴い、本件車輛の配送を買主に依頼し、買主は買主の責任により本件車輛を買主の車両保管場所に配送するものとする。但し、買主による本件車輛の配送後は、買主は買主の判断により、本件車輛を修理、販売、解体などの処分をすることが出来る。

▲登録変更

買主は、売主より登録変更に必要な書類一式を受け取った後、その翌月末までに買主の責任により（名義変更・抹消登録）を行うものとする。
また買主は登録変更を済ませた後、売主へ車検証の写しを送付するものとする。

▲支払い

買主は名義変更に必要な書類が揃った時点で、車輛代金を全額支払うものとする。但し、本契約日より1ヶ月を過ぎても書類が揃わない場合は、売主は本件車輛の処分を買主に一任し、一切異議申立てしないものとする。

▲車輛状態についての売主の確認

走行メーター 巻き戻し/交換	有・無	この車輛の状態について左枠内のことを確認 します。この確認事項に相違があったときは、 契約解除および代金返済、代金減額損害賠償 などの請求を受けても意義はありません。
社外部品等 取り外し/交換	有・無	
過去冠水歴	有・無	
過去事故修復歴	有・無	
		売主 署名欄 (印)

▲車輛情報

車名	
登録番号または車体番号	

▲契約成立日

--

▲車輛契約金額

--

※車輛金額には、消費税、自動車税還付金、リサイクル料金預託金、自賠責保険料残月分が含まれます。

▲支払い先口座

銀行・信金・郵便局・農協		
	支店	普通・当座
口座名義(カタカナで記入)		

▲書類回収予定日

--

▲お支払い予定日

--

▲必要書類一覧

車検証	自賠責証明	住民票
委任状	譲渡証	登記簿謄本
印鑑証明	納税証明	戸籍附票
住民票除票	リサイクル券	戸籍謄本

▲売主

住所	
連絡先	
氏名	(印)

▲買主

兵庫県神戸市東灘区御影3-2-11KINDOオフィス115
TEL078-811-3377/FAX078-330-3844
株式会社ライソン
代表取締役 中谷昌平

